

生産情報公表加工食品（豆腐）の日本農林規格の検討について

検討すべき事項	検討の方向（案）	生産情報公表加工食品（豆腐）のＪＡＳ規格のイメージ・補足説明				
1．規格の適用の範囲（定義）	【想定される適用の範囲】 加工食品品質表示基準（平成１２年３月３１日農林水産省告示第５１３号）別表１に定める豆腐をＪＡＳ規格の対象とする。 （例） もめん豆腐、きぬごし豆腐、充填豆腐等 （参考） 生産情報公表ＪＡＳの日本農林規格（牛肉、豚肉、農産物）においては、牛肉、豚肉及び農産物の定義及び適用の範囲を明確に定めていない。農産物の場合、具体的な例としては、生鮮食品品質表示基準の別表に掲げられている野菜、果実、米穀、雑穀、豆類を対象としている。	【規格イメージ】 ○ 生産情報公表加工食品（豆腐）の生産の方法についての基準及び品質に関する表示の基準の規格に適合する加工食品をいう。				
2．公表される生産情報	【想定される公表生産情報】 1．事業者に関する情報 ・ 豆腐を製造した事業者の名称及び住所 ・ ＪＡＳ規格で定められた生産情報に関する事項の問い合わせ連絡先 （例） <table><tr><td>製造業者の氏名又は名称及び住所</td><td>（株）○○○ ○県○市○町▲・▲・▲</td></tr><tr><td>公表された生産情報に関する問い合わせ先</td><td>○○食品本社広報課 電話番号</td></tr></table>	製造業者の氏名又は名称及び住所	（株）○○○ ○県○市○町▲・▲・▲	公表された生産情報に関する問い合わせ先	○○食品本社広報課 電話番号	【規格イメージ】 ○ 豆腐の生産に係る次に掲げる情報をいう。 ・ 豆腐の製造業者の氏名又は名称及び住所 ・ 消費者が公表された生産情報に関する問い合わせを行うことができる部署及び連絡先 【説明】 ○ 加工食品品質表示基準第３条第１項第６号で定める「製造業者等の氏名又は名称及び住所」の表示については、「製造業者の名称及び住所」が表示される場合と販売業者が製造業者又は加工包装業者との合意等により製造業者又は加工包装業者にあつては、「販売業者の名称」及び食品衛生法に基づく「製造した工場を表す固有記号」を併記して表示している場合がある
製造業者の氏名又は名称及び住所	（株）○○○ ○県○市○町▲・▲・▲					
公表された生産情報に関する問い合わせ先	○○食品本社広報課 電話番号					

検討すべき事項	検討の方向（案）	生産情報公表加工食品（豆腐）のＪＡＳ規格の イメージ・補足説明
	2．原材料に関する情報 - 原料大豆の原産地名 1）国産原料大豆を使用した場合 都道府県名 2）外国産原料大豆を使用した場合 原産国名 3）複数の原産地の原料大豆を使用した場合 使用したすべての原料大豆の原産地を重量の割合の多い順に公表 - 原料大豆の種類 (使用したすべての原料大豆の種類を重量の割合の多い順に公表) - 原料大豆の産年 (使用したすべての原料大豆の産年を重量の割合の多い順に公表)	ので、生産情報公表ＪＡＳ規格では、「製造した工場の名称及び住所」を公表することとする。 ○ 消費者が公表されている生産情報に関する内容について、さらに詳細な内容を入手することが可能となるよう、生産情報に関する問い合わせ先を公表することとする。 【規格イメージ】 - 原料大豆の原産地名 - ア 国産品にあつては、都道府県名 - イ 輸入品にあつては、原産国名 - ウ 原産地が２以上ある場合にあつては、重量の割合の多い原産地名から順に公表すること 都道府県名又は原産国名に加えて、より詳細な情報を公表することも可能である。 【説明】 ○ 豆腐の原料大豆の原産地表示について、義務化されていないので、生産情報公表ＪＡＳ規格では、原産地名を公表することとする。 【規格イメージ】 - 原料大豆の種類 【説明】 ○ 原料大豆の種類については、品種名、商品名及び種子番号などを公表することとする。 【規格イメージ】 - 原料大豆の生産年

検討すべき事項	検 討 の 方 向 （ 案 ）	生産情報公表加工食品（豆腐）のＪＡＳ規格のイメージ・補足説明						
	(例) <table><tr><td>原料大豆の原産地名</td><td>〇〇県</td></tr><tr><td>原料大豆の種類</td><td>フクユタカ</td></tr><tr><td>原料大豆の生産年</td><td>平成１８年</td></tr></table>	原料大豆の原産地名	〇〇県	原料大豆の種類	フクユタカ	原料大豆の生産年	平成１８年	
	原料大豆の原産地名	〇〇県						
	原料大豆の種類	フクユタカ						
原料大豆の生産年	平成１８年							
	・原料大豆の遺伝子組換えに関する情報 原料大豆が分別生産流通管理された場合にあっては、その旨を証明する書類のうち、最終取引先が発行した書類の発行年月日及び原料大豆の種別 (例) <table><tr><td rowspan="2">原料大豆の分別生産流通管理</td><td>原料大豆の種別</td><td>遺伝子組換えでないものを分別</td></tr><tr><td>分別生産流通管理を証明する書類の最終発行年月日</td><td>平成１８年〇月〇日</td></tr></table>	原料大豆の分別生産流通管理	原料大豆の種別	遺伝子組換えでないものを分別	分別生産流通管理を証明する書類の最終発行年月日	平成１８年〇月〇日	【規格イメージ】 ・分別生産流通管理（遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。以下同じ。）が行われたことを確認した農産物を原材料とする場合には、分別生産流通管理を証明する書類の最終発行年月日及び原料大豆の種別（分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物又は分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物の別をいう。）	
原料大豆の分別生産流通管理	原料大豆の種別		遺伝子組換えでないものを分別					
	分別生産流通管理を証明する書類の最終発行年月日	平成１８年〇月〇日						
	・原料大豆が生産情報公表農産物の日本農林規格における格付の表示が付されている場合 1) 認定生産行程管理者の氏名又は名称 2) 農産物識別番号 3) (大豆の) 生産情報の公表の方法	【規格イメージ】 ・原料大豆に生産情報公表農産物の日本農林規格（平成１７年６月３０日農林水産省告示第１１６３号、以下この項において「日本農林規格」という。）による格付の表示が付された場合は、認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和２５年法律第１７５号）第１４条第２項又は同法第１９条の３第２項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。）の氏名又は名称、農産物識別番号（日本農林規格第２条に規定する農産物識別番号をいう。）及び生産情報の公表の方法（日本農林規格第４条に規定する生産情報の公表の方法をいう。）						

検討すべき事項	検討の方向（案）	生産情報公表加工食品（豆腐）のＪＡＳ規格のイメージ・補足説明										
	（例）生産情報公表農産物の場合 <table><tr><td rowspan="3">生産情報 公表農産物</td><td>認定生産行程 管理者の氏名 又は名称</td><td>（有）〇〇農園</td></tr><tr><td>農産物識別番号</td><td>１２３４５</td></tr><tr><td>生産情報の 公表の方法</td><td>http://www.?.co.jp</td></tr></table> ・ 原料大豆が有機農産物の日本農林規格における格付の表示が付されている場合 認定生産行程管理者、認定小分け業者又は認定輸入業者の氏名又は名称 （例）有機農産物の場合 <table><tr><td>有機農産物</td><td>認定生産行程 管理者の氏名 又は名称</td><td>（有）▲▲農園</td></tr></table>	生産情報 公表農産物	認定生産行程 管理者の氏名 又は名称	（有）〇〇農園	農産物識別番号	１２３４５	生産情報の 公表の方法	http://www.?.co.jp	有機農産物	認定生産行程 管理者の氏名 又は名称	（有）▲▲農園	・ 原料大豆に有機農産物の日本農林規格（平成１７年１０月２７日農林水産省告示第１６０５号）による格付の表示が付されている場合は、認定生産行程管理者、認定小分け業者（法第１５条第１項又は１９条の４の規定による認定を受けた小分け業者をいう。）及び認定輸入業者（法第１５条の２第１項の規定による認定を受けた輸入業者をいう。）の氏名又は名称
	生産情報 公表農産物		認定生産行程 管理者の氏名 又は名称	（有）〇〇農園								
			農産物識別番号	１２３４５								
		生産情報の 公表の方法	http://www.?.co.jp									
有機農産物	認定生産行程 管理者の氏名 又は名称	（有）▲▲農園										
3. 製造工程に関する情報	・ 豆腐用凝固剤の物質名 ・ 豆腐の固形分 ・ 殺菌方法（豆腐の製造において殺菌工程を含む場合） （例） <table><tr><td>凝固剤の物質名</td><td>硫酸カルシウム</td></tr><tr><td>豆腐の固形分</td><td>〇〇％～〇〇％</td></tr><tr><td>豆腐の製造工程 における殺菌方法</td><td>容器包装後に加熱殺菌</td></tr></table>	凝固剤の物質名	硫酸カルシウム	豆腐の固形分	〇〇％～〇〇％	豆腐の製造工程 における殺菌方法	容器包装後に加熱殺菌	【規格イメージ】 ・ 豆腐用凝固剤の物質名 ・ 豆腐の固形分 ・ 豆腐の製造において殺菌工程を含む場合は、豆腐の製造工程における殺菌方法				
凝固剤の物質名	硫酸カルシウム											
豆腐の固形分	〇〇％～〇〇％											
豆腐の製造工程 における殺菌方法	容器包装後に加熱殺菌											
		【説明】 ○ 豆腐の製造工程において凝固目的で使用する添加物については、食品衛生法に基づき「豆腐用凝固剤」又は「凝固剤」と一括名を用いて表示することができることとなっているが、生産情報公表ＪＡＳ規格では、使用した個々の食品添加物の物質名ですべて公表することとする。										

検討すべき事項	検討の方向（案）	生産情報公表加工食品（豆腐）のＪＡＳ規格のイメージ・補足説明
		○ 豆腐の固形分については、豆乳段階での大豆の固形分ではなく、豆腐の製造工程における最終段階の豆腐の固形分とする。公表にあたっては、生産情報公表ＪＡＳ規格は、品質等に関するＪＡＳ規格ではなく、生産の方法についての基準に関するＪＡＳ規格であることから、当該製造工場における豆腐の固形分の製造基準を公表することとする。（この場合、一定の幅を持たせた公表も可能とする。）
3．生産情報の公表単位（識別番号）	【想定される単位(識別番号)】 ○ 単一の生産情報とすることができる単位	【規格イメージ】 ○ 同一の生産情報を有する製品を識別するために必要な番号又は記号で認定生産行程管理者が製品ごとに定めるものをいう。
4．生産情報の記録・保管・公表の基準	○ 生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉及び生産情報公表農産物と同様の考え方。	【規格イメージ】 ○ 生産情報公表加工食品（豆腐）の生産の方法についての基準は、生産情報を識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保持し、事実在即して公表していることとする。
5．品質に関する表示の基準	○ 生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉及び生産情報公表農産物と同様の考え方。	【規格イメージ】 ○ 表示事項 次に掲げる事項を表示してあること。 ・ 識別番号 ・ 生産情報の公表の方法 ○ 表示の方法 加工食品品質表示基準第３条第１項第１号に掲げる事項、識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 ・ 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して、「生産情報公表加工食品」と記載すること。 ・ 識別番号 容器又は包装の見やすい箇所に記載してあること。 ・ 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手

検討すべき事項	検討の方向（案）	生産情報公表加工食品（豆腐）のＪＡＳ規格の イメージ・補足説明
		するために必要な連絡先を容器又は包装の見やすい箇所に記載してあること。 ○ 表示禁止事項 表示事項の項に規定する事項及び公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。